



お知らせ

文化団体活動支援制度

**対** 鳥取市文化団体協議会や新市域の文化団体組織（連合体）に所属する文化団体 **容** ▽対象となる施設…鳥取市民会館、鳥取市文化センター（文化ホール含む）、鳥取市福祉文化会館▽対象事業…本番や、日頃の練習活動、公演準備のための練習、展覧会・発表会などおよびその準備・後始末、各団体の運営のための会議・総会などで対象施設を利用する場合、施設利用料と冷暖房使用料を5割減免。※平成20年度鳥取市民文化祭事業の助成を受ける団体の本番とリハーサルは減免されせん。 **受** 利用料減免申請書を施設利用の申し込みと同時に提出 **問** 市役所本庁舎文化芸術推進課 ☎（0857）20-3220

鳥取市シルバー人材センター

**【会員募集】** 高齢の人が会員登録し、知識と経験を生かした仕事をしています。なお、仕事をされた場合には配分金が支払われます。60歳以上の働く意欲のある入会希望の人は、入会説明会にご参加ください。また、ボランティア活動や技能・技術を高めるための各種講習会を開催しています。

**時** 毎月第2・4火曜日14:00～**所** 鳥取市シルバー人材センター（高齢者福祉センター内・富安二丁目）**【ご利用ください】** 次のような技能を持った人材を登録していますので、利用希望の人はお問い合わせください。また、労働者派遣も行っています。

**容** ▽植木の剪定▽屋内外の清掃・除草▽毛筆筆耕▽ふすま・障子の張替▽大工・塗装・左官作業▽折込・袋詰・内職・屋内軽作業▽育児・介護のお手伝い▽施設管理▽一般事務 など

**問** 鳥取市シルバー人材センター事務局 ☎（0857）22-0050

男女共同参画登録団体

登録された団体には、各種の支援を行います。

**対** 研修や広報啓発など、男女共同参画に関わる活動を計画している団体 **※** 営利、宗教、政治活動などを目的とした団体は対象外 **容** ①男女共同参画に関する事業の補助（対象経費の5分の4、上限10万）②男女共同参画センター内の研修室などの使用が無料 ③市が指定する研修会などへの参加費用の補助 ④専用文書箱を利用した、ほかの団体との情報交換 **問** 男女共同参画課（福祉文化会館内・西町二丁目） ☎（0857）22-0050

平成20年度ごみ収集計画表の訂正

とっとり市報3月号付録の「鳥取地域版 平成20年度ごみの収集計画表」中に、以下の通り誤りがありましたので、おわびして訂正します。

平成20年度古紙類収集日一覧表 鳥取地域

|    |   | 平成21年 |     |     |    | 平成21年 |     |     |     |
|----|---|-------|-----|-----|----|-------|-----|-----|-----|
|    |   | 【誤】   |     |     |    | 【正】   |     |     |     |
|    |   | 1月    | 2月  | 3月  |    | 1月    | 2月  | 3月  |     |
| 第1 | 月 | 5日    | 2日  | 2日  | 第1 | 月     | 5日  | 2日  | 2日  |
|    | 火 | 6日    | 3日  | 3日  |    | 火     | 6日  | 3日  | 3日  |
|    | 水 | 7日    | 4日  | 4日  |    | 水     | 7日  | 4日  | 4日  |
|    | 木 | 8日    | 5日  | 5日  |    | 木     | 8日  | 5日  | 5日  |
|    | 金 | 9日    | 6日  | 6日  |    | 金     | 9日  | 6日  | 6日  |
| 第2 | 月 | 12日   | 9日  | 9日  | 第2 | 月     | 12日 | 9日  | 9日  |
|    | 火 | 13日   | 10日 | 10日 |    | 火     | 13日 | 10日 | 10日 |
|    | 水 | 14日   | 11日 | 11日 |    | 水     | 14日 | 11日 | 11日 |
|    | 木 | 15日   | 12日 | 12日 |    | 木     | 8日  | 12日 | 12日 |
|    | 金 | 16日   | 13日 | 13日 |    | 金     | 9日  | 13日 | 13日 |
| 第3 | 月 | 19日   | 16日 | 16日 | 第3 | 月     | 19日 | 16日 | 16日 |
|    | 火 | 20日   | 17日 | 17日 |    | 火     | 20日 | 17日 | 17日 |
|    | 水 | 21日   | 18日 | 18日 |    | 水     | 21日 | 18日 | 18日 |
|    | 木 | 22日   | 19日 | 19日 |    | 木     | 15日 | 19日 | 19日 |
|    | 金 | 23日   | 20日 | 20日 |    | 金     | 16日 | 20日 | 20日 |
| 第4 | 月 | 26日   | 23日 | 23日 | 第4 | 月     | 26日 | 23日 | 23日 |
|    | 火 | 27日   | 24日 | 24日 |    | 火     | 27日 | 24日 | 24日 |
|    | 水 | 28日   | 25日 | 25日 |    | 水     | 28日 | 25日 | 25日 |
|    | 木 | 29日   | 26日 | 26日 |    | 木     | 22日 | 26日 | 26日 |
|    | 金 | 30日   | 27日 | 27日 |    | 金     | 23日 | 27日 | 27日 |

祝日のごみ収集（鳥取地域）

※必ず収集日の朝8時までにごみを分別して出してください。合併地域については総合支所だよりをご覧ください。各総合支所市民生活課までお問い合わせください。

4月の収集計画

|                                   |          |
|-----------------------------------|----------|
|                                   | 4月29日(火) |
|                                   | 昭和の日     |
| 可燃ごみ                              | 収集します    |
| プラスチック<br>食品トレー<br>資源ごみ<br>小型破碎ごみ | 収集します    |

5月（ゴールデンウィーク）の収集計画

|                                   | 5月3日(土) | 5月5日(月)          | 5月6日(火)          |
|-----------------------------------|---------|------------------|------------------|
|                                   | 憲法記念日   | こどもの日            | 振替休日             |
| 可燃ごみ                              | 収集します   | 収集します            | 収集します            |
| 古紙類                               | 収集しません  | 収集します            | 収集します            |
| ペットボトル                            | 収集しません  | 7日(水)に振り替えて収集します | 8日(木)に振り替えて収集します |
| プラスチック<br>食品トレー<br>資源ごみ<br>小型破碎ごみ | 収集しません  | 収集しません           | 収集しません           |

・ごみの出し方について・

ごみ袋有料化に伴い、分別せずに他地域のごみステーションに出す事例が報告されています。必ずお住まいの地域で指定されたごみステーションに、分別して出してください。

問い合わせ先 市役所本庁舎生活環境課 ☎（0857）20-3217



## 固定資産税について

### ◆土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

4月1日(火)～6月2日(月)

周辺の資産と比較することにより、自分の資産の評価額が適正かどうかを確認することができます。

#### 【縦覧できる人】

- ①市内の土地の納税者…土地価格等縦覧帳簿(土地の所在、地目、地積、価格などを記載)
- ②市内の家屋の納税者…家屋価格等縦覧帳簿(家屋の所在、構造、床面積、価格などを記載)

縦覧できるのは納税者および同居の家族、納税管理人、委任状のある人です。免税点未満などの理由により、固定資産税が課されていない人は縦覧できません。

### ◆固定資産課税台帳の閲覧 4月1日～

課税内容を確認することができます。

#### 【閲覧できる人】

- ①納税義務のある人とその同居の家族および納税管理人…納税義務のある固定資産の全部を閲覧できます。
- ②借地・借家人など…使用または収益の対象となる部分の記載事項を閲覧できます。
- ③土地・家屋などの固定資産を処分する権利を有する人(破産管財人など)…該当する固定資産の部分の閲覧できます。

※②③の人は賃貸借契約書などの提示をお願いします。また、代理人の場合は委任状が必要です。

◇時間はいずれも8:30～17:30(土・日・祝日を除く)

※縦覧・閲覧の際には、本人確認のため、運転免許証などの提示をお願いします。

※縦覧・閲覧は、市役所駅南庁舎固定資産税課、各総合支所市民生活課で行えます。

### ◆固定資産税の評価額

固定資産税は、固定資産の評価額をもとに算定された税額を市町村に納める税金です。土地・家屋の評価は資産価格の変動に対応するため、3年ごとに適正な価格に見直します。今回は平成18年度に見直しを行っており、今年度は評価額が据え置きになります。ただし、分合筆・地目変更をした土地、地価が下落して価格を据え置くことが適当でない土地、新築・増築した家屋については、新たに評価額を決定することになります。

### ◆固定資産(土地)の負担調整措置

負担調整措置とは、負担水準(評価額に対する前年度課税標準額の割合)が高い土地は税負担の引き下げや据え置きを行い、負担水準が低い土地は税負担を徐々に上げていく仕組みです。これにより、税負担の一層の公平化と制度の簡素化が図られています。負担水準は、納税通知書とあわせてお送りする課税明細書で確認できます。

### ◆新築住宅に対する減額措置

一定の要件を満たす新築住宅は、固定資産税が2分の1に減額されます。減額される期間は、3階建て以上の中高層耐火住宅などが新築後5年度分、それ以外の一般の住宅が新築後3年度分です。したがって、平成16年(中高耐火住宅の場合は平成14年)中に新築された住宅は、今年度分から減額措置の適用がなくなります。

### ◆納税通知書の発送

平成20年度の固定資産税・都市計画税納税通知書は5月10日ごろに発送する予定です。

### 問い合わせ先

市役所駅南庁舎固定資産税課 ☎(0857)20-3421

### 男女共同参画センター

0857)203166

【出前講座】地域や職場、学校などの男女共同参画に関する研修会に講師を派遣します。お気軽に相談ください。

【図書・情報コーナー】男女共同参画に関する図書や雑誌、行政資料、ビデオなどの展示や貸出しを行います。ご利用ください。

問 男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」(福祉文化会館内・西町二丁目) ☎(0857)242704

### 市税・国保料の全期前納 報奨金制度の廃止

行財政改革の一環として、本年度から、市税あるいは国保料の全額を一括して前納(全期前納)した場合の報奨金制度が廃止されることになりました。なお、全期前納はこれまでと同様に行えます。今後ともご理解、ご協力ください。ますようお願いいたします。

問 市税・市役所駅南庁舎収税課 ☎(0857)203433  
国保・市役所駅南庁舎保険年金課 ☎(0857)203483

## 鳥取港から大型鉄骨部材を搬出



誘致企業の(株)正光鳥取工場で制作された鉄骨部材750トンが3月7日、鳥取港から大阪府堺市に向けて搬出されました。堺市に建設される大手電気メーカーの液晶工場建設に使われるもので、5月末までに約7000トン搬出される予定です。

問い合わせ先 鳥取港振興会 ☎(0857)22-1836

## ガイナール鳥取を応援しよう!

●●●4月のホームゲーム●●●

4月13日(日)13:00 とりぎんパードスタジアム(鳥取)  
対 Honda FC

4月27日(日)13:00 東山陸上競技場(米子)  
対 SAGAWA SHIGA FC

問い合わせ先 市役所第2庁舎体育課 ☎(0857)20-3371